

税 第 9 4 1 号  
令和 5 年 9 月 5 日

千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県不正軽油防止対策協議会会長  
千葉県総務部税務課長 吉田 明彦  
(公印省略)

### 不正軽油防止対策等に係るチラシの送付について

日頃から、当協議会事業の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

さて、千葉県では秋と冬に「不正軽油防止強化期間」を定めている他、10月は「全国不正軽油撲滅強化月間」として、県内各所における路上抜取調査の実施や広報等による啓発活動を行い、不正軽油の防止に取り組んでおります。

この期間に先立ち、当協議会で作成した不正軽油防止対策に係るチラシを下記のとおり送付しますので、会員法人等各位に配付いただきますようお願いします。

#### 記

##### 1 送付部数

- ・不正軽油防止チラシ 400 部
- ・軽油代替燃料チラシ 400 部

##### 2 全国及び千葉県の不正軽油防止に係る強化期間

- ・秋の不正軽油防止強化期間（9月） 千葉県
- ・冬の不正軽油防止強化期間（12月） 千葉県
- ・不正軽油撲滅強化月間 （10月） 全国

千葉県総務部税務課軽油引取税室  
電話：043-223-2170  
担当：小岩井

税 第 9 4 2 号  
令和 5 年 9 月 5 日

千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県不正軽油防止対策協議会会長  
千葉県総務部税務課長 吉田 明彦  
(公印省略)

不正軽油撲滅対策に係るポスターの送付について

日頃から、当協議会事業の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

さて、全国都道府県では、毎年 10 月を「全国不正軽油撲滅強化月間」と定めて、不正軽油の撲滅に取り組んでいます。

期間中は、「全国一斉路上軽油抜取調査」を全都道府県で実施する等、調査や啓発活動を集中的に実施します。

つきましては、全都道府県共通の啓発用ポスターを配布しますので、貴協議会で掲示いただき、不正軽油防止の広報活動に御協力お願いします。

送付部数 A2 ポスター 5 部

【事務局】

千葉県総務部税務課軽油引取税室  
主事 小岩井宏樹  
電話：043-223-2170